

令和 5 年 4 月 2 6 日

(省 略) 様

大和市監査委員 佐 藤 光 徳
大和市監査委員 山 田 己智恵

大和市職員措置請求について（通知）

令和 5 年 3 月 1 7 日付けの大和市職員措置請求については、下記の理由により却下することとしたので通知します。

記

本件請求の趣旨は、YAMATO 文化森の建築に際し、市が保留床を取得するため大和駅東側第 4 地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）と保留床譲渡契約を締結したが、平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日付けで締結した保留床譲渡変更契約に基づき市が再開発組合に支払った保留床建物負担金（増額分）が違法・不当であるとして、市長に対し、損害賠償請求権を行使して、市の被った損害を補てんすることを求めるものである。

請求人は、自らが過去に行った資材単価及び労務単価の高騰に伴う増額の違法性を争点とした住民監査請求と異なり、本件請求は、当該増額の適正を前提に、その増額された工事請負代金の金額を大和市が取得する本件保留床の価格に上乗せすることの違法性を争点とすることから、同一住民による同一内容の監査請求ではないと主張している。

しかしながら、本件請求の内容については、平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日付けで請求人から提出された住民監査請求と同じ趣旨でなされたものであると認められ、改めて本件請求につき監査を行う必要性がないと判断した。

以上のことから、本件請求は地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求としての要件を満たしていない不適法なものであると判断した。